

外国人労働者の労働災害防止に向けた取組への協力を要請しました

令和8年6月12日



外国人技能実習機構東京事務所水戸支所の山田支所長（右）に要請文書を手交する須藤労働基準部長（左）

茨城労働局（局長 佐藤悦子）は、令和8年6月12日（金）、須藤労働基準部長が外国人技能実習機構東京事務所水戸支所を訪問し、外国人労働者の労働災害防止について要請を行いました。

茨城県内では外国人労働者の災害が年々増加しており、令和7年の休業4日以上之死傷者数は242人と死傷者数全体の7.7%を占めています。このうち技能実習生の災害は55人となっており、在留資格別では最多となっています。

外国人労働者の災害が増加している背景には、日本語の理解が不十分であることやコミュニケーション不足の問題があり、特に技能実習生においては経験年数が短く、未熟練の労働者が多いことが災害発生の要因の一つとなっています。

このため、今回の要請では、厚生労働省ホームページに掲載している多言語対応の安全衛生教育教材や熱中症予防リーフレット等について、技能実習生を雇用している事業者への周知・啓発に協力いただくよう依頼しました。

茨城労働局では、今後も関係機関と連携し、外国人労働者の労働災害防止に向けた取組を推進してまいります。

【連絡先】茨城労働局 健康安全課 電話 029-224-6215